

福井県青年技能者表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、技能の錬磨と向上に努めている有能な青年技能者を表彰することにより、青年技能者に勤労の喜び、将来に対する希望と技能に対する誇りを与え、広く一般の技能尊重気運の醸成を図り、産業界の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の範囲および資格)

第2条 被表彰者の範囲および資格は、県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む）または県内に居住する者のうち、本表彰の行われる日現在35歳以下の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能五輪全国大会出場者
- (2) 2級技能検定合格者
- (3) 前号と同等以上の技能を有する者

(表彰の基準)

第3条 表彰は前条に示す資格のいずれかひとつを有する技能者で、次の各号に該当する者について行うものとする。

- (1) 技能の錬磨を通じて、作業の改善または新しい技能の開発に努める等、生産性の向上に功績のあった者
- (2) 勤務実績および日常行為等が極めて良好で、他の技能者の模範と認められる者、および過去において禁錮以上の刑に処せられたことのない者

(推薦の方法)

第4条 被表彰候補者は、市町長または関係民間団体長が次の書類を添えて、別に定める期日までに、知事に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別記様式1）
- (2) 住民票の写し
- (3) その他の資料

被表彰候補者の実績等を立証、または説明することのできる資料をできる限り収集し、添付すること。（後日返還を要するものについては、その旨を明示すること。）

(被表彰者の選定)

第5条 表彰を受けるものは、前条により推薦されたもののうちから、知事が選定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状および副賞を授与して行うものとする。

2 表彰状の様式は、別記様式2のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和60年7月1日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和63年6月23日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成8年7月12日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成18年7月20日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成19年11月14日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成20年8月18日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成23年10月5日から適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月20日から適用するものとする。

表彰状

様

あなたは常によく業務に精励され
技能の錬磨と向上に努力されまし
たことは他の模範とするところであ
ります。よって福井県青年技能者
としてここに表彰します。

年 月 日

福井県知事

杉本

達治

印